独立財政機関と国債市場:国際比較と日本への政策的含意・

神戸大学大学院経済学研究科 宮崎智視 *

1. はじめに

本稿の目的は、近年独立財政機関(independent fiscal councils、independent fiscal institutions)を設置した国と、設置しなかった国とにおける財政状況および国債金利の動向を比較し、国債市場に対する含意を得ることである.

独立財政機関は、アメリカにおける議会予算局(Congressional Budget Office, CBO)に代表されるように、政府とは独立の立場で財政に関する予測・提言を行う機関である。従来から設置している国がある一方、2000年代以降多くの国で新たに設置されている。例えば韓国は2003年に議会予算局(National Assembly Budget Office)を設置し、カナダも2008年に同様の機関を創設した。世界金融危機後に設置されたものとしては、2010年にイギリスで設置された予算責任局(Office for Budget Responsibility, OBR)が代表的なものとして挙げられる。

昨今,日本においても独立財政機関の設置を求める声が聞かれる。例えば、井堀(2015)、岡久(2015)、川崎(2015)(2017)、田中(2015)、Koptis (2016)、遠藤(2017)、宮本(2017)、根本(2019)、福地(2020)、および藤本(2020)などでは、その枠組みを紹介したり、導入した国の事例を整理したりすることで、日本における独立財政機関設立の可能性について論じている。さらに経済同友会(2019)が参議院への設置を提言したり、2021年には林芳正参議院議員を中心とした「独立財政推計機関を考える超党派の議員の会」が発足したりするなど、財界や国会議員の間でも関心を集めている。

上記のうち、遠藤 (2017) と福地 (2020) では、独立財政機関を新設した国において、設立前後の財政状況についてもデータを通じて観察している。また海外では、Beetsma et al. (2019)のように、独立財政機関の設置と財政状況との関係を計量経済学的手法によって明らかにした研究も昨今報告されている。ここで、Beetsma et al. (2019)は、独立財政機関の設置が政府の財政予測の楽観性を抑制する効果を持つことを明らかにしている。もし財政予測が正確であれば、財政に関する不確実性を軽減する結果、国債金利の安定につながり、結果的に国債市場にも好ましい影響を与えると考えられる。

本稿では、独立財政機関の定義と性質について紹介した上で、設置国と未設置国との間での財政状況の比較や、国債金利の動向を整理したい。以上を踏まえた上で、日本における設置の是非についても議論したい。

-

^{*} 本稿は 2020 年度ゆうちょ財団研究助成の成果である. また,データの収集の際に,今井翔,髙橋樹生,矢上拓磨の各氏の支援を得た.

^{*} E-mail: miyazaki@econ.kobe-u.ac.jp

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では、いくつかの先行研究を踏まえ、独立 財政機関の定義と設置の経緯、およびその性質について整理する。第3節では、世界金融 危機以降に設置したいくつかの国と、未設置国である日本との間で財政状況を比較する。 第4節では、OECD諸国を対象として、国債金利(長期金利)の動向を設置国と未設置国 との間で比較する。第5節は本稿の結論部分であり、日本の財政に対する簡単な提言も試 みる。

2. 独立財政機関の定義と性質

2.1. 独立財政機関の定義

独立財政機関については,宮本(2017)でもまとめられているように,Independent Fiscal Councils (IFCs)ないしは Independent Fiscal Institutions (IFIs)などの名称が用いら れている.前者の呼称は IMF や,IMF に所属する研究者が参加した研究で主として用い られている¹. Beetsma and Debrun eds. (2018) は、IFCs のことを「財政政策を監督する 権限を付与された、選挙によって選ばれていない専門家の集団」とその序文にて定義して いる. 一方, Koptis ed. (2013)は, 第1章において, 財政状況が非常に厳しい国が金融市 場や国民の不信感に直面するにあたっては、フォワード・ルッキングな視点に欠ける伝統 的な会計検査機関は透明性や説明責任を十分に果たせないとした上で、「新しい世代の」 IFIs は、「財政政策の透明性と政府によるマクロ的な財政予測とをリアル・タイムで注視す ることが要求される | としている 2.「事後的な | 予算の検証を中心とする従来の会計検査 機関 (audit) と異なる点は、Koptis (2016)も指摘するように、「事前」の予測・推計を担 うことであり,その意味で先述のアメリカにおける CBO のような予測・提言を行う機関 は典型的な独立財政機関と言えよう、宮本(2017)でも触れられているように、定まった 定義があるわけではないが、いくつかの先行研究や国際機関の定義を踏まえるならば、独 立財政機関は、(1)財政政策の方向性について事前かつリアル・タイムの予測を行い、 (2) 事後評価も行い必要に応じて提言を試みる、(3) 非議員によって構成される中立的

(2) 事後評価も行い必要に応じて提言を試みる, (3) 非議員によって構成される中立的な組織, という三つの性質を持つ公的機関であるとまとめることができよう.

2.2. 財政ルールとの比較と設置の経緯および性質

多くの OECD 諸国では、田中(2011)でもまとめられている通り、財政収支や政府債務残高、ないしは歳出を抑制するためのルール(財政ルール)が EU 加盟国を中心に導入

¹ 例えば Beetsma et al. (2019)のほか,以下のサイトを参照のこと.

https://www.imf.org/external/np/fad/council/

² Koptis ed. (2013) p.2 を意訳.

されていた. この財政ルールの目的を一言でまとめるならば,政府債務の維持可能性を担保することと言えよう. 実際に Miyazaki (2014)では, 1990 年代に財政ルールを新規に導入したオーストラリアとスウェーデンを対象として,財政ルール導入後には財政収支が改善し,政府債務が維持可能となっていたことを確認している. 財政ルールはマクロの財政運営を規律づけるための手段であると整理されよう.

しかしながら、Wren-Lewis (2018) などでも指摘されている通り、マクロの財政ルールだけでは財政赤字の増加、それに伴う政府債務の累増を抑制することは不十分であることが明らかとなった。とりわけ Koptis ed. (2013)でも言及されている通り、2008 年のリーマン・ブラザーズ証券の破綻に端を発した世界金融危機は、それまでに財政ルールを設定していた国は勿論、多くの国にとって IFIs を新設する契機となった。実際に、表 1 にまとめたように、世界金融危機以降、ヨーロッパを中心とした先進国は勿論、新興国でも新規設置が相次いできたことがわかる。中央政府に対象を限定する国もいくつかあるものの、多くは一般政府の財政を対象としている。中にはポルトガルの Portuguese Public Finance Council のように、公的企業やコンセッション、官民連携(Public Private Partnership)までを対象とするケースも見られる。

この中で、例えばイギリスで 2010 年に設置された OBR は、財政の維持可能性について検証し、報告することが義務付けられており、具体的には(1)経済財政展望(Economic and fiscal outlook)の作成および公表、(2)予測に関する事後検証を行い報告書(Forecast Evaluation Report)を公表すること、(3)国家財政の持続性に関する分析レポート(Fiscal sustainability report)を作成すること、などが求められている 3 . OBR の例からもわかるように、予測に基づいて長期的なマクロの財政運営に関する見通しを立て、その情報を公開し透明性を確保した上で、事後の検証も行うという点で、単純な数値目標とも言える財政ルールよりも強く財政運営を規律付けするものと整理されよう.

独立財政機関の大きな役割の一つとしては財政予測が挙げられる。しかしながら、政府による財政予測はしばしば楽観的になりがちである。たとえば、日本の「中長期の経済財政に関する試算」については、前提となる数字が甘いとの指摘がしばしばなされている 4. Beetsma et al. (2019)では、独立財政機関を設置した国では、政府の財政予測の楽観性が抑えられることを計量分析を通じて明らかにしている。独立財政機関を設置することで、楽観的な経済・財政予測を排し、財政運営の透明性を高めることは、引いては国債市場の安定化につながるとも考えられよう。

3

³ 日本語による詳細な解説は、岡久(2015)、宮本(2017)や根本(2019)などを参照のこと.

⁴ たとえば、次のリンクを参照のこと. https://cigs.canon/article/20200914_5356.html

表 1. 各国の独立財政機関

| 国名 | 機関名称 | 設置年 | 大規模な制度改正の年 | 対象 |
|---------|---|------|------------|------|
| オーストラリア | Parliamentary Budget Office | 2012 | 2013 | 中央政府 |
| オーストリア | Fiscal Advisory Council | 1970 | 2002, 2013 | 一般政府 |
| ベルギー | High Council of Finance - Public Sector Borrowing Section | 1989 | 2006 | 一般政府 |
| ベルギー | Federal Planning Bureau | 1994 | | 一般政府 |
| カナダ | Parliamentary Budget Office | 2008 | | 一般政府 |
| チリ | Advisory Fiscal Council | 2014 | | 中央政府 |
| コロンピア | Comite Consultivo para la Regla Fiscal | 2012 | | 中央政府 |
| キプリス | Fiscal Council | 2014 | 2014 | 一般政府 |
| デンマーク | Danish Economic Council | 1962 | | 一般政府 |
| エストニア | Fiscal Council | 2014 | | 一般政府 |
| フィンランド | National Audit Office of Finland | 2013 | | 一般政府 |
| フランス | High Council of Public Finance | 2013 | | 一般政府 |
| ジョージア | Parliamentary Budget Office | 1997 | 2014 | 中央政府 |
| ドイツ | Independent Advisory Board to the German Stability Council | 2010 | | 一般政府 |
| ギリシャ | Parliamentary Budget Office | 2011 | 2013 | 一般政府 |
| ハンガリー | Fiscal Council | 2009 | 2010 | 一般政府 |
| イラン | Public sector Directorate of Parliament (Majlis) Research Center | 1991 | 1995 | 一般政府 |
| アイルランド | Irish Fiscal Advisory Council | 2011 | 2012 | 一般政府 |
| イタリア | Parliamentary Budget Office | 2014 | | 一般政府 |
| ケニア | Parliamentary Budget Office | 2007 | 2012 | 中央政府 |
| ラトビア | Fiscal Discipline Council | 2014 | | 一般政府 |

表1 (続き)

| 国名 | 機関名称 | 設置年 | 大規模な制度改正の年 | 対象 |
|----------|---|------|------------|--|
| リトアニア | National Audit Office | 2015 | | 一般政府 |
| ルクセンブルク | National Council of Public Finance | 2014 | | 一般政府 |
| マルタ | Malta Fiscal Advisory Council | 2015 | | 一般政府 |
| メキシコ | Centre for Public Finance Studies | 1998 | | 中央政府 |
| オランダ | Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis | 1945 | | 一般政府 |
| オランダ | Raad van State | 2014 | | 一般政府 |
| ペルー | Consejo Fiscal | 2015 | | 一般政府 |
| ポルトガル | Portuguese Public Finance Council | 2012 | 2011 | 一般政府+公的企業(国 および地方)+コンセッ ション+公民連携 |
| ルーマニア | Fiscal Council | 2010 | | 一般政府 |
| セルビア | Fiscal Council | 2011 | | 一般政府 |
| チェコスロバキア | Council for Budget Responsibility | 2011 | | 一般政府 |
| 南アフリカ | Parliamentary Budget Office | 2014 | | 一般政府 |
| 韓国 | National Assembly Budget Office | 2003 | | |
| スペイン | Independent Authority of Fiscal Responsibility | 2014 | | 一般政府 |
| スウェーデン | Swedish Fiscal Policy Council | 2007 | | 一般政府 |
| ウガンダ | Parliamentary Budget Office | 2001 | | |
| イギリス | Office for Budget Responsibility | 2010 | | 一般政府 |
| アメリカ | Congressional Budget Office | 1974 | | 中央政府 |

出所: IMF (2016)および Beetsma et al. (2019)に基づき, 筆者作成.

但し、独立財政機関は財政ルールを補完するものと位置付けられることに注意されたい. 前述の Wren-Lewis (2018)は、あくまで「財政ルールだけでは不十分であることが明らかになった」としている. 財政ルールが必要ないのではなく、むしろ財政ルールと独立財政機関は補完的な役割を果たすことが期待される. この点は Fatás(2010)も指摘しているところであり、単純に独立財政機関のみを設置すれば良いという訳では必ずしもないことに注意すべきであろう.

3. 導入国と非導入国の間における財政状況の比較

以下では、2000 年代中盤以降に導入された国である、アイルランド、イギリス、オーストラリア、カナダおよびドイツを例に取り、導入前後における基礎的財政収支と政府債務 残高(いずれも対 GDP 比)の推移を観察する.

まずアイルランドは、かつてはヨーロッパ諸国の中でも財政状況が悪い国として知られていたものの、1990年代前半の財政改革の結果、図 1aから分かるように、2000年代半ばまで基礎的財政収支は黒字基調であった。しかしながら、世界金融危機後の2009年には財政収支が対GDP比で見た場合-12.4%、2010年には-29.7%まで悪化し、再び財政危機が危惧される事態に陥った。2011年に Irish Fiscal Advisory Council が設置されて以降、基礎的財政収支は改善し続け、2015年以降は黒字に転じていることがわかる。政府債務残高(対GDP比)は、図 1b にあるように2011年の機関設置後、2012年をピークに改善し、直近の2019年には60%と、ピーク時より半減していることがわかる。

図 1a. 基礎的財政収支対 GDP 比 (アイルランド)

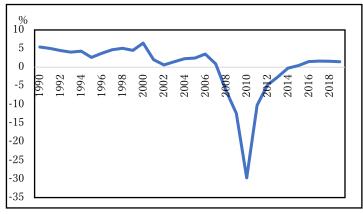
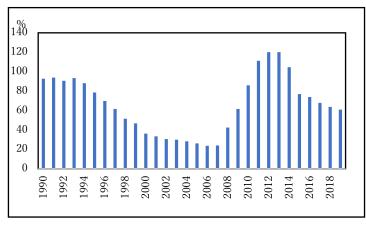


図 1b. 政府債務残高対 GDP 比 (アイルランド)



出所:いずれも International Financial Statistics

次に2010年にOBRを導入したイギリスについては、図2aに示したように、導入時点では基礎的財政収支は対GDP比で-6.8%であったものの、次第に改善に向かい、2018年と2019年には基礎的財政収支の均衡を達成するに至っている。図2bからは、政府債務は2016年までは増加基調であったものの、2017年以降は少しずつ減少傾向にあることがわかる。

図 2a. 基礎的財政収支対 GDP 比 (イギリス)

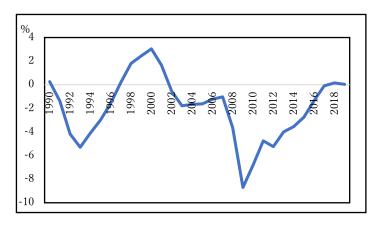
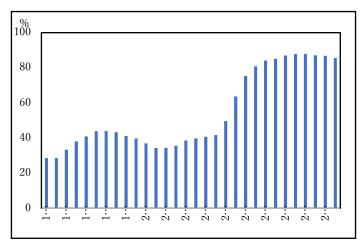


図 2b. 政府債務残高対 GDP 比 (イギリス)



出所: いずれも International Financial Statistics

オーストラリアでは、2012年に Parliamentary Budget Office が設置された。図 3a にあるように、設置直後においても基礎的財政収支は赤字基調であったものの、徐々に改善をし、2018年にほぼ均衡させるに至っている。しかしながら、図 3b から分かるように、政府債務残高対 GDP 比は次第に増加している。

図 3a. 財政収支対 GDP 比 (オーストラリア)

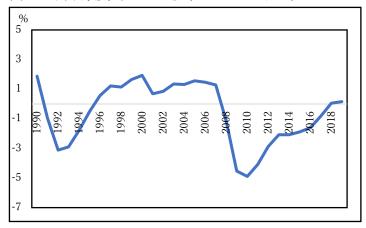
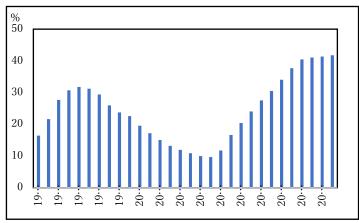


図 3b. 政府債務残高対 GDP 比(オーストラリア)



出所:いずれも International Financial Statistics

カナダは 2008 年に Parliamentary Budget Office を設置した. 尤も,世界金融危機のためか,図 4a から分かるように,2009 年から 2013 年までは基礎的財政収支は赤字となっている.2014 年から 2017 年までは僅かながら黒字であったものの,それ以降は若干赤字基調である.政府債務残高に目を向けると,図 4b に示したように導入直後は基礎的財政収支の悪化と機を一にして増加傾向にあったものの,近年になるに従って債務残高が減少傾向にあることがわかる.

図 4a. 基礎的財政収支対 GDP 比 (カナダ)

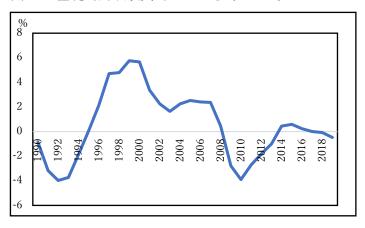
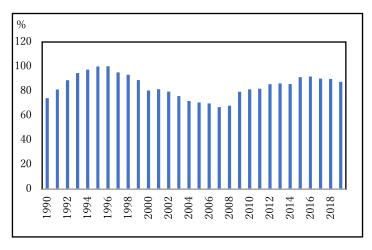


図 4b. 政府債務残高対 GDP 比 (カナダ)



出所:いずれも International Financial Statistics

最後の導入国の例として、ドイツを挙げたい。ドイツの独立財政機関である Independent Advisory Board to the German Stability Council (Stabilituätsrat)は 2010 年に 設置された。図 5a から分かるように、設置直後の 2011 年からドイツの基礎的財政収支対 GDP 比は一貫して黒字である。それに伴い、図 5b に示したように政府債務残高も減少している。ドイツはしばしば EU 圏における財政の優等生と喧伝されるが、独立財政機関の設置が財政健全化に寄与したことは論を俟たないであろう。

図 5a. 基礎的財政収支対 GDP 比 (ドイツ)

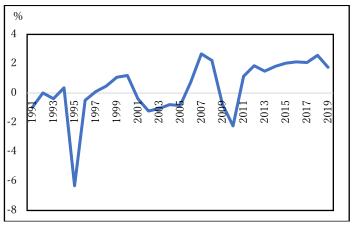
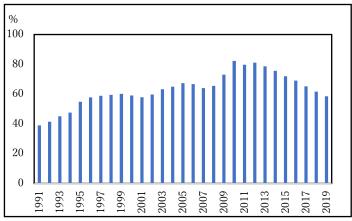


図 5b. 政府債務残高対 GDP 比(ドイツ)



出所: いずれも International Financial Statistics

最後に導入していない国の例として、日本を挙げたい。日本は 1980 年代後半から前半のバブル崩壊以降、財政収支は一貫して赤字である。このことは、図 6a の基礎的財政収支対 GDP 比の動きからも裏付けられる。近年は改善基調にあるものの、直近の数値である 2019 年時点でも対 GDP 比で-2.86%であり、導入国と異なり収支の均衡は実現できていない。図 6b に示したように、政府債務残高はやや減少しているものの、対 GDP 比で見た場合には 200%を超えている。資産を除いた純債務で見た場合、OECD の数値では2017 年時点では対 GDP 比で 130%近くと、粗債務で見た場合よりも小さくはなるものの、いくつかの先進諸国と比較した場合には大きな数値であるため、依然として厳しい財政状況であることには変わりない。

図 6a. 基礎的財政収支対 GDP 比(日本)

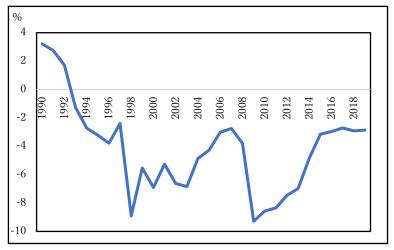
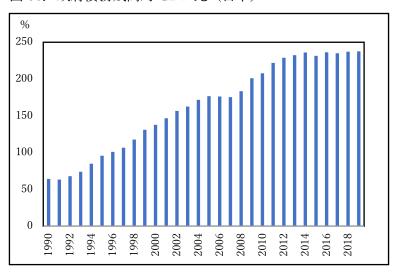


図 6b. 政府債務残高対 GDP 比 (日本)



出所:いずれも International Financial Statistics

以上の図表からは、独立財政機関を設置した国のほとんどでは、遅れが見られる場合もあるものの、基礎的財政収支が改善していることがわかる。政府債務残高についても、ピーク時から半減したアイルランドの例は極端であるとしても、ほとんどの国で改善していることが伺える。このことを踏まえると、日本の財政改革の軸と位置付けるべきとの提言も理解されよう。

4. 国債金利に対する影響

以下では、2000年代半ば以降に独立財政機関を設置した19カ国と未設置である8カ国を対象に、2000年代と2010年代とで国債金利(長期金利)の平均値を比較したい。

表 2 は、表 1 で示された新規に独立財政機関を設置した 19 カ国を対象として、2000 年代と 2010 年代とで長期金利の平均値を比較した。この表からは、導入した国のほとんどで、2010 年代には長期金利が低下していることがわかる。例えばカナダ、ドイツ、スウェーデン、およびイギリスについては、2000 年代と比較すると半分程度になっている。

表 2. 長期金利 (平均値) の比較 (独立財政機関新規設置国)

| | 2000 年代 | 2010 年代 |
|----------|---------|---------|
| オーストラリア | 5.719 | 3.483 |
| カナダ | 4.693 | 2.135 |
| フィンランド | 4.385 | 1.501 |
| フランス | 4.352 | 1.750 |
| ドイツ | 4.253 | 1.209 |
| ギリシャ | 4.668 | 10.279 |
| ハンガリー | 7.483 | 5.126 |
| アイルランド | 4.408 | 3.482 |
| イタリア | 4.569 | 3.343 |
| ラトビア | 5.308 | 3.321 |
| リトアニア | 5.247 | 2.787 |
| ルクセンブルク | 3.848 | 1.350 |
| オランダ | 4.349 | 1.490 |
| ポルトガル | 4.487 | 5.191 |
| チェコスロバキア | 5.267 | 2.370 |
| 韓国 | 5.530 | 3.081 |
| スウェーデン | 4.443 | 1.497 |
| スペイン | 4.407 | 3.214 |
| イギリス | 4.787 | 2.171 |

注:単位は%. データの出所は、OECD Economic Outlook. 2000 年代は 2000 年から 2009 年, 2010 年代は 2010 年から確定したデータが得られる 2018 年までの平均値である.

しかしながら、2010 年代前半に財政危機が喧伝されたアイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの 5 カ国(いわゆる PIIGS)については、ギリシャとポルトガルのように却って長期金利が上昇しているケースもある。このうち例えばギリシャでは、2010 年に Parliamentary Budget Office が設定されたものの、2013 年に制度改正があり、2015 年には Hellenic Fiscal Council へと改組されている。アイルランドおよびポルトガルも、表 1 に示したように 2010 年代前半に制度改正がなされていた。財政危機を踏まえ、独立財政機関の見直しそのものがなされた可能性が考えられる。

そこで、これらの5カ国を除外し、改めて新規設置国で同じ数値を比較した。その結果は表3に示した通りである。その結果、PIIGSを除いた場合、独立財政機関の設置はすべての導入国において長期金利の低下をもたらしたことがより浮き彫りにされる。また、2010年代と2000年代とで14カ国の長期金利の平均値の差を取ると、2010年代には2000年代と比較すると、2.6%ポイント低下している。かつ、二つの期間の差は統計的に有意であることを確認している。

表 3. 長期金利 (平均値) の比較 (独立財政機関新規設置国,除 PIIGS)

| | 2000 年代 | 2010 年代 |
|----------|---------|---------|
| オーストラリア | 5.719 | 3.483 |
| カナダ | 4.693 | 2.135 |
| フィンランド | 4.385 | 1.501 |
| フランス | 4.352 | 1.750 |
| ドイツ | 4.253 | 1.209 |
| ハンガリー | 7.483 | 5.126 |
| ラトビア | 5.308 | 3.321 |
| リトアニア | 5.247 | 2.787 |
| ルクセンブルク | 3.848 | 1.350 |
| オランダ | 4.349 | 1.490 |
| チェコスロバキア | 5.267 | 2.370 |
| 韓国 | 5.530 | 3.081 |
| スウェーデン | 4.443 | 1.497 |
| イギリス | 4.787 | 2.171 |

注:単位は%. データの出所は、OECD Economic Outlook. 2000 年代は 2000 年から 2009 年, 2010 年代は 2010 年から確定したデータが得られる 2018 年までの平均値である.

次に、IMF (2016)の調査の段階で、独立財政機関を設置していないと区分されているアイスランド、イスラエル、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、およびスイスと比較したい。表4は、以上8カ国を対象に、2000年代と2010年代とで長期金利の平均値を比較している。この表からは、設置していない国でも2010年代の長期金利は、2000年代と比べると低下していることがわかる。2010年代には2000年代よりも2.4%ポイント低下しており、表3の新規設置国の方が僅かながら低下幅が大きい。尤も、表4に示したうち、日本の場合は日本銀行によるイールドカーブ・コントロールの影響で長期金利の上昇が抑制されているため、国債金利が財政状況を反映しているとは必ずしも言い難いことに留意すべきである。一方、ポーランドやスロベニアといった、2000年代に入ってからEUに加盟した東欧の国については、表2と表3に示した国と比較すると長期金利の低下幅が小さいことが分かる。このことは、EU加盟国内においては、独立財政機関の設置の有無が長期金利の違いを生んでいることを示唆するものである。

表 4. 長期金利(平均値)の比較(独立財政機関未設置国)

| | 2000 年代 | 2010 年代 |
|----------|---------|---------|
| アイスランド | 9.068 | 5.830 |
| イスラエル | 6.859 | 3.178 |
| 日本 | 1.450 | 0.522 |
| ニュージーランド | 6.190 | 3.840 |
| ノルウェー | 5.034 | 2.252 |
| ポーランド | 6.590 | 4.071 |
| スロベニア | 4.647 | 3.160 |
| スイス | 2.927 | 0.547 |

注:単位は%. データの出所は, OECD Economic Outlook. 2000 年代は 2000 年から 2009 年, 2010 年代は 2010 年から確定したデータが得られる 2018 年までの平均値である.

5. まとめと日本への提言

本稿では、独立財政機関について紹介し、2000年代中盤以降に設置した国を対象として 財政収支及び政府債務残高を観察し、新規に設置した国とそれ以外とで国債金利(長期金利)の動きを比較した、主な論点は以下の通りである。

- 1. 独立財政機関とは、(1) 財政政策の方向性について事前かつリアル・タイムの予測を行い、(2) 事後評価も行い必要に応じて提言を試みる、(3) 非議員によって構成される中立的な組織、という三つの性質を持つ公的機関であり、マクロの財政ルールを補完する性質を持つ。とりわけ政府による楽観的な予測を抑止する効果が、計量経済学的分析によっても確認されている。
- 2. 2000 年代中盤以降に新設した国では、程度の差はあれ財政収支が改善しており、財政黒字に転じた国もあり、多くの場合政府債務残高が減少している。一方、設置していない日本の場合は、財政収支は改善基調にあるものの収支均衡は達成されておらず、政府債務残高も増加し続けている。
- 3. 設置国と未設置国との間で国債金利(長期金利)の動きを 2000 年代と 2010 年代で 比較した場合, EU 加盟国内の設置国は 2010 年代にはおおよそ 1%から 2%台となっている.

国債金利の動向を観察した場合、独立財政機関を設置した国では、未設置国と比較すると金利がより低下していることは、独立財政機関を設置して財政見通しの透明性・正確さが増した結果、財政に対する不確実性が払拭され、国債金利が安定化したことの証左とも捉えられよう。第4節でも触れたように、現在の日本の国債金利はイールドカーブ・コントロールのおかげもあって低位で安定していると考えられるものの、日本銀行もいつまでも現在の政策を続けることは不可能であろう。とすると、いずれかの局面で国債金利が上昇する可能性は排除できない。言うまでもなく、国債金利の上昇は(金利上昇を通じた)間接的なクラウディング・アウトの発生、国債費の増加に伴う基礎的財政収支対象経費の抑制といった形でマクロ経済の実物面や財政にも負の影響が及ぶことになる5.独立財政機関の設置は、財政政策の不確実性を低下させて将来の国債金利の安定化をもたらすだけなく、将来の経済活動や財政運営を阻害する要因を軽減することにもつながると考えられる.

しかしながら、独立財政機関だけで財政健全化が進む訳ではない。第2節でも紹介したように、基本的にはマクロの財政運営の指標である財政ルールがあって、その数値目標を事前に設定し、事後に検証するための存在と独立財政機関は位置付けられよう。もし日本で導入する場合には、財政ルールの設定も不可欠である。田中(2015)でも述べられているように、財政再建に成功した国はルールを守るための仕組みが導入されているが、日本ではそれが欠如している。まずはマクロの財政運営に関するルールを設定し、それにコミットする仕組みを整備した上で、その数値目標の設定・検証を行うための機関として、独立財政機関を設置するべきであろう。

また、世界金融危機のような深刻な不況に陥った時や、大規模な自然災害や新型コロナ

-

⁵金利の上昇が経済・財政に及ぼす影響については、宮崎(2019)も参照のこと。

ウイルス危機のようなパンデミックが発生した場合には、弾力的な対応が必要である。実際に、1990年代後半の財政構造改革法は、弾力条項(景気条項)を設定していなかった結果、財政運営を自縄自縛にしてしまい、結果的に凍結された経緯がある。たとえば、ゼロ金利制約下における中央銀行、政府、および独立財政機関の協調について分析した Portes and Wren-Lewis (2015)では、(1)ゼロ金利に陥りそうな時には中央銀行が政府にそのことを知らせ、(2)独立財政機関と政府とが連携して景気対策を立案し、(3)ゼロ金利を脱したならば財政目標を設置して財政再建を進める、というスキームを提案している。財政構造改革法の轍を踏まないためには、経済に大きな負のショックが起こった場合には政府および中央銀行と連携することも一案であろう。

尤も、平時においては、政府からの独立性を極力確保することが求められる。特に日本のような議院内閣制の国では、行政府・立法府からの独立性を担保することがまずは要請されよう。一つの方策として、現行の日本銀行法のように、完全な独立性をその設置法で明記することを提案したい。ただ、福地(2020)でもまとめられているように、完全に独立な機関とした場合は、財源や政府情報へのアクセスで制約を受ける可能性がある。また、政治的な影響力を完全に排除できるとは限らない。完全な独立性を担保する一方、これらのデメリットを解消するような制度設計が望まれる。

参考文献

井堀利宏(2015)「政治経済学から考える独立財政機関の制度設計」『ECO-FORUM』31 (1), pp. 17-23.

遠藤壮(2017)「議論の深化が求められる独立財政機関」『経済のプリズム』183, pp.1-9. 岡久慶(2015)「イギリスにおける独立財政機関創設:イギリスの2011年予算責任及び会 計検査法」『外国の立法』263, pp.45-60.

川崎一泰 (2015)「政府予測の楽観的バイアスと独立財政機関」『ECO-FORUM』31 (1), pp. 30-37.

川崎一泰(2017)「政府予測の上方バイアスと財政赤字」『レヴァイアサン』60, pp. 67-78. 経済同友会(2019)「将来世代のために独立財政機関の設置を:複眼的に将来を展望する 社会の構築に向けて」

https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/191122a.pdf?191122

田中秀明(2011)『財政規律と予算制度改革:なぜ日本は財政再建に失敗しているか』日本評論社

田中秀明(2015)「独立財政機関を巡る諸外国の動向と日本の課題」『ECO-FORUM』31 (1), pp. 7-16.

- 根本寛之(2019)「独立財政機関が財政再建に果たす役割:英予算責任庁の経験とわが国 への示唆」JRI レビュー 2019 5, pp.110-128.
- 福地亜希(2020)「第三者財政検証監査機関の国際比較調査:豪州の事例を中心に」『公益 財団法人 国際通貨研究所 Newsletter』

https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2020/nl2020.07.pdf

- 藤本守(2020)「独立財政機関をめぐる論点整理」『調査と情報』1084.
- 宮崎智視(2019)「『機動的な財政政策』に関する論点整理」日本経済政策学会叢書 1 『アベノミクスの成否』pp.61-85, 勁草書房.
- 宮本善仁(2017) 「財政健全化に向けての独立財政機関の役割:OECD 主要国等における会計検査院との比較を中心に」『会計検査研究』56, pp. 67-96.
- Beetsma, R., and Debrun, X., eds. (2018) Independent Fiscal Councils: Watchdogs or Lapdogs? ACEPR Press.
- Beetsma, R., Debrun, X., Fang, X., Kim, Y., Lledo, V., Mbaye, S., and Zang, X. (2019) "Independent Fiscal Councils: Recent Trends and Performance." European Journal of Political Economy 57, pp. 53-69.
- Fatás, A. (2010). "The Economics of Achieving Fiscal Sustainability."

http://faculty.insead.edu/fatas/Economics_Fiscal_Sustainability.pdf

International Monetary Fund. (2016) "Fiscal Council Dataset"

https://www.imf.org/external/np/fad/council/

- Kopits, G., ed. (2013) Restoring Public Debt Sustainability: The Role of Independent Fiscal Institutions. Oxford University Press.
- Koptis, G. (2016) "The Case for an Independent Fiscal Institution in Japan." IMF Working Paper 16/156.
- Miyazaki, T. (2014) "Fiscal Reform and Fiscal Sustainability: Evidence from Australia and Sweden." International Review of Economics and Finance 33, pp. 141-151.
- Portes, J., and Wren-Lewis, S. (2015) "Issues in the Design of Fiscal Policy Rules." The Manchester School 83, pp. 56-86.
- Wren-Lewis, S. (2018) "Policy Delegation and the Consensus Assignment." In: Beetsma, R., and Debrun, X., eds. (2018), pp. 11-18.